

福井県報

号外第27号
令和6年
3月31日(日)
火曜日発行

目次

(※は県例規集登載事項)

条 例

※福井県県税条例の一部を改正する条例(三十・税務課)……………二
※特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正
する条例(三十一・同)……………八

本号で公布する条例のあらまし

◇福井県県税条例の一部を改正する条例(条例第三十号 税務課)

1 個人住民税関係

令和六年度分の個人住民税所得割から、納税者および配偶者を含めた扶養家族一人につき一百万円の減税を実施する。(附則第五条の八関係)

2 不動産取得税関係

(一) 住宅および土地の取得にかかる不動産取得税の税率の特例措置について、適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第八条の二の二関係)

(二) 宅地にかかる課税標準の特例措置について、適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第八条の四関係)

3 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十一号 税務課)

1 産業振興促進区域における課税免除関係

課税の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。(第三条の三関係)

2 地方活力向上地域における課税免除または不均一課税関係

課税の特例措置の適用期限を令和八年三月三十一日まで延長することとした。(第四条関係)

3 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

条 例

福井県税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月三十一日提出

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第三十号

福井県税条例の一部を改正する条例

福井県税条例(昭和二十五年福井県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(配当割額または株式等譲渡所得割額の控除)

第二十一条 所得割の納税義務者が、法第三十二条第十三項の確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について第四十一条の十一から第四十一条の十八までの規定により配当割額を課された場合または法第三十二条第十五項の確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について第四十一条の十九から第四十一条の二十六までの規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額または当該株式等譲渡所得割額に五分の二を乗じて得た金額を、その者の前三条ならびに法第三十七条の二および第三十七条の三の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第五十七条の二の二 (略)

(特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用)

第五十七条の二の三 消費税法第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者が国内(法第七十二条の七十八第二項第一号に規定する国内をいう。)において行う同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供(同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。)が同法第十五条の二第一項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者(以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。)を介して收受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。

改正前

(配当割額または株式等譲渡所得割額の控除)

第二十一条 所得割の納税義務者が、法第三十二条第十三項の確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について第四十一条の十一から第四十一条の十八までの規定により配当割額を課された場合または法第三十二条第十五項の確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について第四十一条の十九から第四十一条の二十六までの規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額または当該株式等譲渡所得割額に五分の二を乗じて得た金額を、その者の前三条および法第三十七条の三の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第五十七条の二の二 (略)

(譲渡割および貨物割の課税標準)
第五十七条の三 (略)

(地方消費税の市町に対する交付)

第五十七条の十三 知事は、納付された譲渡割に相当する額および法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の二十二分の十に相当する額から前条の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額に、法第七十二条の百十四第一項の規定により、他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、地方消費税交付金(以下この条において「交付金」という。)として、施行令第三十五条の二十一第一項および第三項から第六項までの規定により、市町に対し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町の人口および統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である経済構造統計(施行規則で定めるものに限る。)の最近に公表された結果による各市町の従業者数に按分して交付するものとする。

2 4 (略)

附則

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例)
第五条の七 (略)

(令和六年度分の個人の県民税の特別税額控除)

第五条の八 知事は、令和六年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百五十万円以下である所得割の納税義務者(以下この条および次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第二十条、第二十条の二および第二十一条、附則第三条の第二項、第五条第一項および第五条の六第一項、法第三十七条の二および第三十七の三ならびに法附則第五条の五第一項および第七条の二第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和六年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が一万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等(法附則第五条の八第二項に規定する控除対象配偶者等)をいう。以下この項において同じ。)を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額)を超える場合には一万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につ

(譲渡割および貨物割の課税標準)
第五十七条の三 (略)

(地方消費税の市町に対する交付)

第五十七条の十三 知事は、納付された譲渡割に相当する額および法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の二十二分の十に相当する額から前条の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額に、法第七十二条の百十四第一項の規定により、他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、地方消費税交付金(以下この条において「交付金」という。)として、施行令第三十五条の二十一第一項および第三項から第六項までの規定により、市町に対し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町の人口および統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町の従業者数に按分して交付するものとする。

2 4 (略)

附則

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例)
第五条の七 (略)

き一万円を加算した金額)に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に一万未満の端数があるとき、または当該金額の全額が一万未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が一万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額)を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第二十条、第二十条の二および第二十一条、附則第三条の第二項、第五条第一項および第五条の六第一項、法第三十七条の二および第三十七の三ならびに法附則第五条の五第一項および第七條の二第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の法第三百十四條の三および第三百十四條の六から第三百十四條の九までならびに法附則第三条の三第五項、第五条第三項、第五条の四の二第五項、第五条の五第二項および第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額
(令和七年度分の個人の県民税の特別税額控除)

第五条の九 知事は、令和七年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者(同一生計配偶者(控除対象配偶者および法第三十四條第八項の規定による判定をする時の現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。)を有するものに限る。)の第二十条、第二十条の二および第二十一条、附則第三条の二第二項、第五条第一項および第五条の六第一項、法第三十七條の二および第三十七の三ならびに法附則第五条の五第一項および第七条の二第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和七年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が一万円を超える場合には一万円に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に一万未満の端数があるとき、または当該金額の全額が一万未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が一万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第二十条、第二十条の二および第二十一条、附則第三条の第二項、第五条第一項および第五条の六第一項、法第三十七條の二および第三十七の三ならびに法附則第五条の五第一項および第七條の二第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の法第三百十四條の三および第三百十四條の

六から第三百十四条の九までならびに法附則第三条の三第五項、第五条第三項、第五条の四の二第五項、第五条の五第二項および第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第六条 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における第二十一条ならびに附則第五条の八第二項および第五条の九第二項の規定の適用については、第二十一条中「前三条」とあるのは「前三条、附則第六条第二項」と、附則第五条の八第二項第一号および第五条の九第二項第一号中「および第五条の六第一項」とあるのは「第五条の六第一項および第六条第二項」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第八条 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または法附則第十条の三第一項に規定する家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第六条の十七第一項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第五十八条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第七十一条第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項および第七十二条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十一条第一項第一号中「二年」とあるのは「三年(同日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、四年)」と、第七十二条第一項中「二年」とあるのは「三年(施行令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、四年)」とする。

(住宅の取得および土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第八条の二の二 平成十八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に住宅または土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第六十一条の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 前項に規定する住宅または土地の取得が第七十一条第一項から第三項まで、第七十四条の二第一項、第七十四条の五第一項または次条第二項もしくは第四項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第六条 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における第二十一条の規定の適用については、同条中「前三条および」とあるのは、「前三条および附則第六条第二項ならびに」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第八条 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または法附則第十条の三第一項に規定する家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第六条の十七第一項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第五十八条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第七十一条第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項および第七十二条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十一条第一項第一号中「二年」とあるのは「三年(同日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、四年)」と、第七十二条第一項中「二年」とあるのは「三年(施行令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、四年)」とする。

(住宅の取得および土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第八条の二の二 平成十八年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に住宅または土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第六十一条の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 前項に規定する住宅または土地の取得が第七十一条第一項から第三項まで、第七十四条の二第一項、第七十四条の五第一項または次条第一項、第四項もしくは第六項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とす

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第八条の四 宅地評価土地(宅地および宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。))をいう。第三項において同じ。))を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第六十条第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から令和九年三月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の二分の一の額とする。

2 (略)

3 平成十八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において、第七十四条の五第一項に規定する被収用不動産等を収用されまたは譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合には、知事が固定資産評価基準により決定した価格)中に宅地評価土地の価格があるときにおける第七十四条の五第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第八条の四第一項に規定する宅地評価土地(以下「宅地評価土地」という。))の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と読み替えるものとする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第八条の八 知事は、令和九年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第十六条第一項および第二項の規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第三十条第四項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第百四十四条の三十一第四項もしくは第五項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一五 (略)

2 第二百二十九条から第三十二条まで、第三十三条の四および第三十三条の五の規定は、前項の規定により軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第二百二十九条第一項中「第二百二十

る。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第八条の四 宅地評価土地(宅地および宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。))をいう。第三項において同じ。))を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第六十条第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の二分の一の額とする。

2 (略)

3 平成十八年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において、第七十四条の五第一項に規定する被収用不動産等を収用されまたは譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合には、知事が固定資産評価基準により決定した価格)中に宅地評価土地の価格があるときにおける第七十四条の五第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第八条の四第一項に規定する宅地評価土地(以下「宅地評価土地」という。))の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と読み替えるものとする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第八条の八 知事は、令和六年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第十六条第一項および第二項の規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第三十条第四項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第百四十四条の三十一第四項もしくは第五項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一五 (略)

2 第二百二十九条から第三十二条まで、第三十三条の四および第三十三条の五の規定は、前項の規定により軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第二百二十九条第一項中「第二百二十

条に規定する」とあるのは「附則第八条の八第一項各号に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、同条第三項中「第二百二十条に規定する」とあるのは「附則第八条の八第一項各号に掲げる」と、同条第四項中「三年」とあるのは「三年(三年を経過する日が令和九年三月三十一日以後に到来する場合には、同日まで)」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(狩猟税の課税免除)

第十六条の二 知事は、県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。))第九条第七項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(次項および次条において「鳥獣保護管理法」という。))第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。)に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に行われた場合には、第二百七条第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

2 知事は、認定鳥獣捕獲等事業者(鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。)が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定による許可を受け、または鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項(鳥獣保護管理法第十四条の二第九項または鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。)に規定する従事者証(次条第二項において「従事者証」という。)の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から令和十一年三月三十一日までの間に行われたときは、第二百七条第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

(狩猟税の税率の特例)

第十六条の三 平成二十七年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書(以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。)を提出する日前一年以内の期間(以下この条において「特定捕獲等期間

条に規定する」とあるのは「附則第八条の八第一項各号に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、同条第三項中「第二百二十条に規定する」とあるのは「附則第八条の八第一項各号に掲げる」と、同条第四項中「三年」とあるのは「三年(三年を経過する日が令和六年三月三十一日以後に到来する場合には、同日まで)」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(狩猟税の課税免除)

第十六条の二 知事は、県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。))第九条第七項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(次項および次条において「鳥獣保護管理法」という。))第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。)に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われた場合には、第二百七条第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

2 知事は、認定鳥獣捕獲等事業者(鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。)が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項(鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定による許可を受け、または鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項(鳥獣保護管理法第十四条の二第九項または鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。)に規定する従事者証(次条第二項において「従事者証」という。)の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときは、第二百七条第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

(狩猟税の税率の特例)

第十六条の三 平成二十七年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書(以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。)を提出する日前一年以内の期間(以下この条において「特定捕獲等期間

「という。」に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第二百七条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(地方消費税に関する経過措置)

第二条 改正後の福井県税条例（以下「新条例」という。）第五十七条の二の三の規定は、令和七年四月一日以後に国内（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の七十八第二項第一号に規定する国内をいう。以下この条において同じ。）において行われる電気通信利用役務の提供（新条例第五十七条の二の三に規定する電気通信利用役務の提供をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に国内において行われた電気通信利用役務の提供については、なお従前の例による。

特定地域等の振興を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月三十一日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第三十一号

特定地域等の振興を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の特例に関する条例（昭和四十四年福井県条例第十三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

（産業振興促進区域における県税の課税免除）
 第三条の三 産業振興促進区域内において、過疎法第二条第二項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和九年三月三十一日までの期間内に、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第四項の表の第一号または第四十五条第三項の表の第一号の規定の適用を受ける一の工業生産設備、一の情報サービス業等の用に供する設備、一の農林水産物等販売業の用に供する設備または一の旅館業の用に供する設備であつて、当該設備を構成する

（産業振興促進区域における県税の課税免除）
 第三条の三 産業振興促進区域内において、過疎法第二条第二項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和六年三月三十一日までの期間内に、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第四項の表の第一号または第四十五条第三項の表の第一号の規定の適用を受ける一の工業生産設備、一の情報サービス業等の用に供する設備、一の農林水産物等販売業の用に供する設備または一の旅館業の用に供する設備であつて、当該設備を構成する

減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円（製造業または旅館業を行う法人にあつては、資本金の額等（租税特別措置法施行令第二十八条の第九十項に規定する資本金の額等をいう。以下この項において同じ。）が五千万円超一億円以下の場合には千万円、資本金の額等が一億円超である場合は二千万円）以上のもの（以下この項において「特別償却設備」という。）の取得等（過疎法第二十三条に規定する取得等をいい、資本金の額等が五千万円超である法人が行うものにあつては新設または増設に限る。以下この項において同じ。）をした青色申告者（以下この項において「特別償却設備設置者」という。）に対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定めるものについて課税を免除する。

一 三 (略)

2 産業振興促進区域内において、公示日から令和九年三月三十一日までの期間内に、畜産業または水産業（以下この項において「畜産業等」という。）を行う個人でその者またはその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものについては、公示日の属する年（当該年の翌年以後に畜産業等を行う者がこの項の規定の適用があることとなる場合は、その適用があることとなる日の属する年）以後五年の各年のその者の所得金額に対して課する事業税の課税を免除する。

3 (略)

(地方活力向上地域における県税の課税免除または不均一課税)

第四条 平成二十七年十月二日から令和八年三月三十一日までの期間内に、地域再生法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、同法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者および法人税法第六十六条第六項に規定する中小通算法人にあつては千九百万円）以上のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、または増設した青色申告者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）に対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞ

減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円（製造業または旅館業を行う法人にあつては、資本金の額等（租税特別措置法施行令第二十八条の第九十項に規定する資本金の額等をいう。以下この項において同じ。）が五千万円超一億円以下の場合には千万円、資本金の額等が一億円超である場合は二千万円）以上のもの（以下この項において「特別償却設備」という。）の取得等（過疎法第二十三条に規定する取得等をいい、資本金の額等が五千万円超である法人が行うものにあつては新設または増設に限る。以下この項において同じ。）をした青色申告者（以下この項において「特別償却設備設置者」という。）に対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定めるものについて課税を免除する。

一 三 (略)

2 産業振興促進区域内において、公示日から令和六年三月三十一日までの期間内に、畜産業または水産業（以下この項において「畜産業等」という。）を行う個人でその者またはその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものについては、公示日の属する年（当該年の翌年以後に畜産業等を行う者がこの項の規定の適用があることとなる場合は、その適用があることとなる日の属する年）以後五年の各年のその者の所得金額に対して課する事業税の課税を免除する。

3 (略)

(地方活力向上地域における県税の課税免除または不均一課税)

第四条 平成二十七年十月二日から令和六年三月三十一日までの期間内に、地域再生法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、同法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者および法人税法第六十六条第六項に規定する中小通算法人にあつては千九百万円）以上のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、または増設した青色申告者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）に対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞ

れ当該各号に定めるものについて課税を免除する。

一・二 (略)

2 平成二十七年十月二日から令和八年三月三十一日までの期間内に、地域再生法第十七条の二第三項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者（同条第一項第二号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する特別償却設備を新設し、または増設した特別償却設備設置者に対して課する次の各号に掲げる県税の税率については、県税条例第四十四条、第四十九条の五もしくは第六十一条または県税条例附則第八条の二の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

3・4 (略)

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

れ当該各号に定めるものについて課税を免除する。

一・二 (略)

2 平成二十七年十月二日から令和六年三月三十一日までの期間内に、地域再生法第十七条の二第三項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者（同条第一項第二号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する特別償却設備を新設し、または増設した特別償却設備設置者に対して課する次の各号に掲げる県税の税率については、県税条例第四十四条、第四十九条の五もしくは第六十一条または県税条例附則第八条の二の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

3・4 (略)